

# 学校いじめ防止基本方針

平成30年 4月策定  
井川町立井川義務教育学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、学校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、井川義務教育学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

#### ① 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケートや児童生徒の欠席日数などを検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画

的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する必要がある。

## ② いじめの防止のための措置

### ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・児童生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題にふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目に付く場所に掲示する。

### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
- ・幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを推進する。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識の発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやしたてたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを認識する。
- ・障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。

### エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう工夫に努める。

### オ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

## (2) 早期発見

### ① 基本的考え方

- ア いじめは教師の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交

換を行い、情報を共有するよう努める。

ウ 指導に困難を抱えている学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。

エ 特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒、教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

ア 定期的なアンケートや教育相談の実施により、いじめの実態把握に努めるとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を醸成する。

イ 保護者用のいじめチェックシートなどを活用して、家庭と連携していじめの早期発見に努める。

ウ 児童生徒及びその保護者が、教職員に抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

エ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常的に行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして情報の収集に努める。

### (3) いじめに対する措置

#### ① 基本的な考え方

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ 被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

ウ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、指導に当たる。

#### ② いじめ発見・通報を受けたときの対応

ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際に、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

イ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

ウ 学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

エ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。

#### ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童

生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

ウ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

エ 児童生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

オ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### ④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発防止に努める。

イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

エ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

オ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

カ 教育上必要と認めた場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

#### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるようにする。

イ いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

ウ はやしてたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

エ 学級全体で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

オ いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

カ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくよう努める。

#### ⑥ ネット上でのいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携して直ちに削除する措置をとる。

- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ウ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- エ 早期発見の観点から、地教委又は県教委と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- オ 児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- カ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を計画的・効果的に進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めるためにPTAなどの機会を通じて積極的に働きかける。

#### (4) その他の留意事項

##### ① 組織的な指導体制

- ア いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力した体制を確立する。
- イ 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むことのないよう、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する必要があることから、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素から対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図るよう努める。
- ウ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- エ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の助言を得ながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するよう努める。
- オ 学校基本方針に基づき取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

##### ② 校内研修の充実

- ア 全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- イ 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置付けた校内研修を実施する。

##### ③ 校務の効率化

- ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、管理職は、一部の教職員に加重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整備して校務の効率化を図る。

##### ④ 学校評価と教員評価

- ア 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- イ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

⑤ 地域や家庭との連携

ア 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

イ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織とする。なお、必要に応じて外部専門家の活用を図る。
- ・いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告、相談し、当該組織を中核として組織で対応する。

**構成員** 校長、副校長、前期課程教頭、後期課程教頭、生徒指導主事 2 人、  
養護教諭、当該学年部等、町教育委員会、町役場町民課、  
五城目警察署少年係、(臨床心理士)